

松山市長 野 志 克 仁

松山市若年者正規雇用奨励金交付要綱をここに公布する。

記

松山市若年者正規雇用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、松山市若年者職業訓練奨励金交付要綱（平成21年要綱第35号）第1条に規定する訓練奨励金の受給資格の認定を受けて公共職業訓練を修了した者（当該訓練中に就職した者を含む。以下「訓練奨励金認定者」という。）を雇い入れた事業所を対象に奨励金（以下「雇用奨励金」という。）を支給することにより、若年者の正規雇用の促進を図るものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「正規雇用」とは、労働契約期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が雇用される事業所における通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）として雇用することをいう。

(支給対象事業所)

第3条 雇用奨励金は、次の各号のいずれにも該当する事業所（以下「支給対象事業所」という。）に対して支給する。

- (1) 雇用保険事業の適用を受ける事業所
- (2) 市内の事業所に雇入れの日以後6箇月以上継続して訓練奨励金認定者を正規雇用する事業所
- (3) 次の要件を全て満たす訓練奨励金認定者を雇用する事業所
  - ア 平成24年4月1日以後に訓練奨励金認定者となった者であること。
  - イ 公共職業訓練修了日（就職等の正当な理由により当該訓練を行う施設を退所した者にあつては、退所の日）から3年を経過していない者であること。

ウ 雇入れの日において市内に在住している者であること。

(4) 市から同様の趣旨の奨励金、補助金等を受給していない事業所

(5) 運営する者に市税の滞納がない事業所

2 支給対象事業所が雇用奨励金の支給を受けようとする場合において、当該雇用奨励金に係る訓練奨励金認定者について既に他の支給対象事業所が雇用奨励金の支給を受けているときは、当該訓練奨励金認定者に係る雇用奨励金は、支給しない。

(雇用奨励金額)

第4条 雇用奨励金の額は、支給対象事業所が訓練奨励金認定者を雇い入れた日以後6箇月ごとに、訓練奨励金認定者一人につき15万円とし、30万円を限度とする。

(認定申請及び認定等)

第5条 雇用奨励金の支給を受けようとする支給対象事業所は、訓練奨励金認定者を雇い入れた日から1箇月以内に、正規雇用奨励金受給資格(認定・変更)申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 訓練奨励金認定者と締結した雇用契約書又は雇入通知書の写し

(2) 訓練奨励金認定者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し

(3) 訓練奨励金認定者の労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条第1項に規定する労働者名簿の写し

(4) 雇入れの日において訓練奨励金認定者が市内に在住していることが分かる住民票

(5) 運営する者の市税の完納証明書

(6) 就業規則の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を正規雇用奨励金受給資格認定書(様式第2号。以下「受給資格認定書」という。)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

4 第2項の規定により受給資格の認定を受けた支給対象事業所(以下「受給資格認定事業所」という。)は、認定申請書の記載事項に変更が生じたときは、変更事項を記載した認定申請書に受給資格認定書を添え、速やかに市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その申請に係る事実を確認し、受給資格認定書に必要な改定をし、受給資格認定事業所に返付するものとする。

(着手届及び完了届等)

第6条 松山市補助金等交付規則第8条ただし書の規定に基づき、この要綱に基づく手続きについては、同条各号に掲げる書類の提出を要しない。

(雇用奨励金の請求)

第7条 受給資格認定事業所は、雇用奨励金の支給を受けようとするときは、訓練奨励金認定者を雇い入れた日から6箇月又は12箇月を経過した日から1箇月以内に、請求書に次の書類を添え、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 雇入れの日又は雇入れの日から6箇月を経過した日から6箇月間の訓練奨励金認定者の出勤簿の写し

(2) 雇入れの日又は雇入れの日から6箇月を経過した日から6箇月間の訓練奨励金認定者の賃金台帳の写し

(3) 訓練奨励金認定者の労働基準法第107条第1項に規定する労働者名簿の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、雇用奨励金の支給を決定するものとする。

(雇用奨励金の支給)

第8条 市長は、前条第2項の規定による支給決定を行ったときは、速やかに雇用奨励金の支給を行うものとする。

(認定の取消し等)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為により雇用奨励金の支給を受けた受給資格認定事業所があるときは、雇用奨励金の認定を取り消し、既に支給した雇用奨励金の全部を返還することを命じることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則 (平成31年3月29日要綱20号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、この要綱による改正後の第3条第1項2号の規定は、同日以後に訓練奨励金認定者を正規雇用した事業所について適用する。

年 月 日

（宛先）松山市長

所在地

事業所名

代表者氏名

⑩

### 正規雇用奨励金受給資格（認定・変更）申請書

松山市若年者正規雇用奨励金交付要綱第 5 条（第 1 項・第 4 項）の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所概要	業種	
	従業員数	
	雇用保険事業所番号	
訓練奨励金認定者の勤務先 （上記と同じ場合は記入不要）	所在地	
	事業所名	
	雇用保険事業所番号	
訓練奨励金認定者の状況	氏名	
	住所	
	被保険者番号	
	雇入れ年月日	

※訓練奨励金認定者一人につき 1 枚記入の上、申請してください。

#### 必要書類

- (1) 訓練奨励金認定者と締結した雇用契約書又は雇入通知書の写し
- (2) 訓練奨励金認定者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
- (3) 訓練奨励金認定者の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 107 条第 1 項に規定する労働者名簿の写し
- (4) 雇入れの日において訓練奨励金認定者が市内に在住していることが分かる住民票
- (5) 運営する者の市税の完納証明書
- (6) 就業規則の写し
- (7) その他参考資料として市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

事業所名

代表者氏名 様

### 正規雇用奨励金受給資格認定書

年 月 日付の正規雇用奨励金受給資格認定申請について、松山市若年者正規雇用奨励金交付要綱第5条第2項の規定に基づき認定します。

支給認定番号

---

訓練奨励金認定者名

---

発行者

松山市長

⑩

#### 注意

- 1 この認定書は、雇用奨励金の申請を行う際、必要になる場合がありますので大切に保管してください。
- 2 事実を秘して不正に雇用奨励金を受給し、又は受給しようとした場合は、雇用奨励金の支給を中止し、又は返還を求める場合があります。
- 3 雇用奨励金の支給を受けるためには、訓練奨励金認定者を所定の期間正規雇用した後、請求書に関係書類を添えて請求手続を行う必要があります。